平成２３年（フ）第５５５号
大分市富士見が丘西３丁目17番９号
債務者　江藤　智子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
大分県別府市大字鶴見458番地の11　安部信ビル302号
債務者　工藤　　努
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
大分県津久見市徳浦本町13番18号
債務者　薬師寺光國
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０号
大分県津久見市徳浦本町13番18号
債務者　薬師寺妙子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５号
宮崎市大字島之内3363番地１
債務者　高木　朱美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓4270番地、前住所宮崎県小林市堤2021番地
債務者　宇都　禮子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３６号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地市営大王谷住宅５棟11号
債務者　黒木　正貴
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３７号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地市営大王谷住宅５棟11号
債務者　黒木　洋子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町12番37号
債務者　竹下　京子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１０号
茨城県潮来市日の出６丁目８番地10セントラルハイツⅣＢ―102、申立時の住所茨城県潮来市日の出２丁目20番地27
債務者　工藤　郁子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県川西市東多田３丁目１番３―606号
債務者　三木　敏弘
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２３号
徳島市名東町１丁目38番地の３
債務者　尾崎　奈々
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３０号
徳島県阿波市阿波町安政79番地　プレアデス105号
債務者　芝橋　由美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
徳島県鳴門市大津町吉永39番地７
債務者　中野　伸一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３号
徳島県徳島市南矢三町３丁目７番12―104号、旧住所徳島県徳島市南矢三町３丁目２番35―６号
債務者　大西　道也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
徳島市川内町加賀須野429番地の17
債務者　江本　靜代
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
徳島市城東町２丁目４番33　市営住宅３棟406号
債務者　中野ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部